

行政常任委員会報告

令和 5 年 11 月 28 日

午後 1 時 30 分開議

委員会室

◎ 日程

1 建設課

(1) 夕張市庁舎建設基本構想の策定について

2 上下水道課

(1) 夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

3 市民課

(1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について

(2) 夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について

4 生活福祉課

(1) 「夕張市シルバー専用住宅」の廃止について

5 財政課

(1) 財政再生計画の変更について

(2) 令和 5 年度補正予算について（補正予算調書）

6 総務企画課

(1) 夕張市職員給与条例の一部改正について

(2) 夕張市特別職給与条例の一部改正について

◎ 出席委員（7 名）

高 間 澄 子 君

荒 井 周 司 君

徳 谷 康 憲 君

工 藤 政 則 君

君 島 孝 夫 君

櫻 井 暁 君

千 葉 勝 君

◎ 欠席委員（0 名）

◎ 出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	吉 崎 仁 司 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	菊 田 大 介 君
財政課長	板 垣 克 巳 君
財政係長	池 徳 嗣 君
建設課長	押野見 正 浩 君
建設課主幹	鈴 木 豪 君
都市計画係長	佐 藤 竜 雅 君
土木水道課長	小 峰 健 一 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君
生活福祉課主幹	佐 藤 由 士 昌 君
教育課長	堀 靖 樹 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君
書記	増 井 菜々実 君

【委員長挨拶】

（高間委員長）

それでは、皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定をしてください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務企画課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。建設課、上下水道課、市民課、生活福祉課、財政課、総務企画課の順に報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更について及び令和5年度補正予算についての説明の際は、案件に関する担当課長の出席を求めますが、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに地域振興課、建設課、教育課、総務企画課。次に、市民課、

保健福祉課、生活福祉課、財政課の案件といたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【建設課】

(高間委員長)

それでは、建設課より報告を受けて参ります。

押野見課長。

(建設課長)

お疲れさまでございます。

建設課からは1点、夕張市庁舎建設基本構想の策定について、ご説明申し上げます。

これまで議会等に対しても、基本構想については何度もお説明させていただいたところでございますが、今般関係機関との調整が終え、基本構想の策定に至ったということでご報告させていただきます。

概要についてご説明申し上げます。

まず、資料の1ページ目をご覧ください。

現状と課題についてでございますが、老朽化、耐震性の問題、防災拠点の問題等現庁舎にはございますので、建て替えが望ましいと判断したところでございます。

次に2ページ目ですが、庁舎建設の基本方針といたしまして、防災拠点としての機能、市民の利便性の向上、質の高い市民サービスが提供できる庁舎を目指すということから、5つの方針、それに基づき、11の項目について検討をして参るところでございます。

次に3ページ目、新庁舎の規模でございますが、新庁舎の規模は、利用者の利便性の向上、バリアフリー化への対応など、現庁舎で課題となっている機能を確保することを前提に、必要最小限のできるだけコンパクトな庁舎の実現を目指して参ります。

次、4ページ目に参ります。建設候補地の選定の観点ですが、1つ目として防災性、2つ目として利便性、3つ目としてまちづくりの観点、これらを総合的に判断して、南清水沢が最適地であるというふうにしたところでございます。

次に5ページ目、事業手法ですが、様々な事業手法がございますが、各事業手法のメリット、デメリット等を検討するとともに、国の支援制度の動向や市の財政状況を見極め、今後策定する基本計画の段階において、事業手法

を確定して参りたいと思います。

大きく分けますと、行政主体と民間主体、行政主体の中には従来方式とDB方式、民間主体としてはPFI方式とリース方式、全部で概ね4つ、さらに細かい部分でも様々な事業手法がございますが、それらについても検討して参りたいというふうに考えております。

次に6ページ目、概算事業費等についてでございますが、建設に要する費用の抑制に努め、将来世代への負担を可能な限り小さくしていく必要がある。

具体的な事業費については、今後策定する基本計画の段階において、新庁舎の規模や事業手法の決定に伴い、詳細に算出していきます。当然ながら、財源として、起債や国の各種補助、交付金制度の積極的な活用を目指して参ります。

現段階で想定している事業スケジュールは記載しているとおりでございますが、このスケジュールにつきましても、前のページで示した事業手法によっては、スケジュールが前後する可能性がございます。今記載しているスケジュールは、従来方式により整備する場合の例でございます。

説明は以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長のほうから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないですか。

それでは、皆さんないようですので、これで建設課を終わります。

(建設課長)

ありがとうございました。

(高間委員長)

お疲れさまでした。

【上下水道課】

(高間委員長)

それでは、次に上下水道課より報告を受けて参ります。

(上下水道課長)

上下水道課長の小峰と申します。お願いいたします。

(高間委員長)

よろしく申し上げます。

(上下水道課長)

お配りしている資料に従って、上下水道課のほうからは、夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

まず、改正理由についてですけれども、平成 31 年 1 月 25 日付の総務省自治財政局長通知によりまして、下水道事業について、地方公営企業法の規定を適用し、令和 6 年度予算から公営企業会計とするよう要請されておりますことから、令和 6 年 4 月 1 日から公営企業会計に移行するため、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

続きまして、改正内容についてですけれども、地方公営企業法の適用に伴いまして、公営企業として水道事業に加えて下水道事業を追加する内容で水道事業設置条例を一部改正しますとともに、夕張市特別会計条例、そのほか記載しております 8 つの条例の一部改正について、附則を追加する内容での改正というのを予定しております。

改正内容の詳細につきましては新旧比較表のとおりでございますけれども、かなり大冊となっておりますが、同様の変更箇所が多いことから、かいつまんで説明のほうをさせていただきたいと思います。

では、紙面を 1 枚めくっていただきまして、A4 横長の夕張市水道事業の設置等に関する条例新旧比較表をご覧くださいと思います。向かって左側が現行、右側が改正案になりまして、改正部分に下線を引いております。

まず、改正案の 1 行目の題名のところですが、「水道事業」という語句の後に「及び下水道事業」という文言を追加しております。

次に、第 1 条に第 2 項としまして、下水道事業を設置する趣旨を追加するとともに、第 1 条の 2 としまして、地方公営企業の規定を下水道事業に適用する旨の条項を追加しております。

次に、下のほうに参りまして、下から 6 行目あたりのところに飛びますけれども、第 2 条の第 3 項としまして、下水道事業の計画排水区域などの条項を追加しておりますが、これらは従前の事業をそのまま継承するものでございまして、事業の内容を変えようとするものではございません。

続きまして、紙面を 3 枚めくっていただきまして、夕張市特別会計条例の新旧比較表というのをご覧くださいと思います。

改正案のほうになりますけれども、特別会計から公共下水道事業会計を削除することとしております。

続きまして、また 3 枚紙面をめくっていただきまして、そちらに夕張市下水道条例の新旧比較表というのがありますので、ご覧くださいと思います。

この条例は、下水道の管理ですとか、使用に関する条例ということになり

ますけれども、まず改正案の上から 6 行目あたりに、第 2 条の第 13 号のところですが、「下水道事業の管理者の権限を行う市長」という文言を追加しております。

地方公営企業法では、公営企業に管理者を置くことを原則とする一方で、地方公共団体の長が管理者の権限を行うことができるとされておりまして、公営企業の管理者の権限で行う事務であるということを明確にする必要がございますので、該当各所でこのような記載のほうを追加いたしております。

また、次の第 3 条、第 4 条のところですが、計画排水区域などの条項を削除することとしておりまして、さきにご説明しました設置条例の条項の追加に合わせまして記載を整理するなど、関係する条例について、今回の変更にあたって必要な文言調整といったことを行っております。

それでは、また 1 枚目の資料に戻っていただきたいのですが、1 枚目の資料の一番下になりますけれども、施行日ということになりますけれども、令和 6 年 4 月 1 日ということにいたしております。

以上、上下水道課からの説明を終わらせていただきます。

(高間委員長)

それでは、報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

改めて聞きたいのですが、今説明はいただいたのですが、何かポイントというのがありますか。言葉でちょっと説明していただけたらと思います。

(上下水道課長)

今回の条例改正のポイントということでございますでしょうか。

(高間委員長)

はい。

(上下水道課長)

ちょっと繰り返しの部分もあるかと思いますが、水道事業というのが公営企業ということで既にある状況で、実際、水道事業の設置に関する条例というのがあるところなのですが、今回国の通知によりまして、下水道事業についても公営企業に移行するよう要請というのがありますので、その部分で、既存の水道事業の設置条例のところに下水道の部分を追加するような形でもって位置づけを行う、そういった趣旨で今回の改正に至っております。

(高間委員長)

総務企画課長、お願いします。

(総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長)

委員長の質問にお答えします。

今回の改正なのですけれども、まず公営企業会計、これに関しましては複式簿記を用いています。一般に、一般会計だとか、そのほか例えば国保、それから今までの下水、介護、後期高齢者、これは全て単式簿記。水道事業会計は今まで複式簿記。公営企業会計なので、バランスシート、そして損益計算書、キャッシュフロー計算書という3種の計算を用いておりますし、また、出納整理期間というのもございます。そうしたいわゆる商売をする会計というのが公営企業会計ということになります。

国の通知によって、今まで公営企業会計でなかった下水道に関しても、公営企業会計に移行しなさいというような通知があったために、今回このような条例改正に至ったという内容でございます。

(高間委員長)

ありがとうございます。

皆さん、よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

総務省からの通達なので、必ず改正しなければならないという、そういうあれだと思うのですけれども、地方公営企業法で経営に必要な経費を料金で賄うことが原則となっていますよね、公営企業。

そうなってくると、夕張の下水道事業が人口減で大変かなと思うのですけれども、こういうような情勢でも、やはり総務省の通達であるので公営企業にしなければならないという、そういうあれだと思うのですけれども、これ平成31年に来ていますから、6年まで5年間ぐらい結構余裕があったと思うのですけれども、この間、公営企業に移ることを前提に、独立採算制というようなことで何か検討されてきたかどうかについて、お伺いしたいのですけれども。

(高間委員長)

小峰課長。

(上下水道課長)

委員のご質問にお答えしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、公営企業法のほうで、基本的に、原則経営資源をもって経費に充てなければいけないということがあるというのは存じておりまして、これまでも企業会計ではない状況ではございましたけれども、歳出削

減などに努めてきたところですが、今後は、当然公営企業会計ということで先ほど申した原則がございますので、より収益の確保ということも含めまして、歳出削減も当然そうなのですから、徹底していかなければいけないという認識はございます。

ただし、とはいいいましても、夕張市の場合、処理人口がどうしても少ないというような状況もございまして、経費の全てを料金収入で賄うとなると、非常に高額な料金設定をしなければいけないということになって参りますので、それは現状困難な状況でございますので、引き続き一般会計の繰入れというのがどうしても必要になってくるかなとは思っておりますけれども、そのような状況の中ではございますけれども、繰返しになりますが、収益の確保、歳出削減に今後さらにより一層努めていく、そのようなことで考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、これで上下水道課を終わります。

【市民課】

(高間委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けて参ります。

外崎市民課長。

(市民課長)

それでは、私のほうから、市民課の報告案件 2 案件、条例改正 3 本を説明させていただきます。

まず、資料 1 になります。夕張市国民健康保険条例の一部改正についてということでございます。

改正理由ですが、法改正、具体的に言いますと、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、こちらの施行に伴いまして、令和 6 年 1 月から出産被保険者の保険料の軽減措置が実施されますことから、必要な条例改正を行うものでございます。

主な改正内容、ポイントであります。産前産後期間相当分の国民健康保険料を軽減ということで、2 の「主な改正内容」の 4 行目ですか、括弧で示させていただいているのですけれども、産前産後期間についてなのですから、

ども、出産の予定月の前の月から出産予定月を挟みまして出産予定月の翌月と翌々月、計4か月分、こちらを産前産後期間としておりますが、その期間相当分の国民健康保険料を軽減するという内容になっております。

対象者につきましては、令和5年11月以降に出産予定の国民健康保険被保険者になります。

令和5年度につきましては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間分のみ軽減ということになってございます。

言葉、文字で説明すると少し分かりにくいと思いましたので、下のほうに表をつけております。一番上の行なのですけれども、11月のところに「出産」と書いております。11月を出産月とした場合がこちらの例になりますが、出産月が11月なので、産前産後期間につきましては、出産月の前の月10月から出産の翌々月なので、12月、1月。10月から1月までの4か月間が産前産後期間に相当します。このうち、令和6年1月以降分の期間だけ軽減されるという制度になっております。

以下、12月に出産の場合は産後期間の2か月が該当、1月の出産の場合は、出産月とその翌月、翌々月の3か月、2月出産の場合は、出産月の前の月1月から4月までの4か月分軽減されるということになってございます。

条例の施行については、令和6年1月1日としてございます。

資料1の夕張市国民健康保険条例の一部改正についての説明については以上になります。

続きまして、資料2のほうをご覧ください。資料2については、夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正についてでございます。

こちらの改正理由についてですが、こちらについては、北海道のほうで定めております公衆浴場入浴料金の統制額が改定されましたことに伴いまして、これに準じて本市の共同浴場の入浴料を決めておりますので、こちらを改定するために必要な条例改正を行うものでございます。

北海道公衆浴場入浴料金の統制額につきましては、表に2として示してございますが、大人、中人、小人、それぞれ10円引上げの、それぞれ490円、150円、80円というふうに改定されてございますので、これに準じて設定しております本市の共同浴場の入浴料金につきましても、同じく490円、150円、80円に改定するものでございます。

また、併せまして回数券のほうにつきましても、お示しのとおり改定するものでございます。

対象施設につきましては、2条例において設置するとしております宮前町浴場、真谷地浴場、それから夕張市リフレッシュセンター清陵の3浴場にな

ります。

条例の施行日については、令和 6 年 4 月 1 日としております。

説明については以上になります。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、皆さんからないようですので、以上で市民課を終わります。

【生活福祉課】

(高間委員長)

それでは、次に生活福祉課より報告を受けて参ります。

平塚課長。

(生活福祉課長兼福祉事務所長)

私のほうからは、「夕張市シルバー専用住宅」の廃止について、報告させていただきます。

資料をご覧ください。この住宅は、老人の福祉の向上並びに住宅の困窮緩和と生活の安定を図るため、清水沢清陵町に 3 棟設置しています。

次に経過ですが、昭和 49 年に市営住宅として建設して 49 年経過、昭和 61 年シルバー専用住宅として運用、令和 5 年 10 月末に最後の方が転居し、入居者が 0 名となったものです。

次に廃止の理由ですが、シルバー専用住宅として運用した当時、昭和 61 年、介護保険の施設サービスや居宅のサービスは制度として始まっていませんでした。現在では利用できるようになっています。この間、シルバー住宅の老朽化と入居者の減少が進み、本年 10 月末に最後の入居者が他の市営住宅に入居し、入居者がいなくなったため、この住宅を廃止するものです。

なお、条例の廃止については、次期定例市議会においてお諮りしたいと考えています。

以上で説明を終わります。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑がないようでありますので、これで生活福祉課を終わります。

【財政課】

(高間委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

お疲れさまです。

財政課からは、報告事項が2点ございます。

まずは報告事項の1点目、財政再生計画の変更につきまして、資料1-1をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和5年度第3次9月変更以降に生じた新たな課題に対応するものです。計画変更後の歳入歳出増減額は5億9,132万4,000円となります。変更に伴い必要となる財源につきましては、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金などの特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金繰入金及び繰越金で対応するため、再生計画期間の変更はありません。

なお、歳出の財源内におきまして米印を付しているものにつきましては、国の物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金の活用を予定しているものであります。

資料の説明は、先に1の歳出関係について関係各課ごとに順にご説明し、その後歳入をご説明いたします。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っており、内容に変更が生じる場合がありますことを、あらかじめご承知おき願います。

では、まず最初に、地域振興課、建設課、教育課、総務企画課の案件について、ご説明いたします。

1番、市外線デマンド交通アンケート調査。来年4月の本格運行に向け、10月に開始した市外線デマンド交通の実証実験における課題や改善点などを洗い出すため、利用者アンケート調査に係る経費を計上するものです。変更額は13万2,000円。財源は全額一般財源です。

2番目、タクシー乗車代金補助。滝ノ上地区で導入しているタクシー乗車代金補助制度について、利用者数や利用回数の増加により不足が見込まれる事業者への運行補助に係る経費を増額するものです。変更額は38万4,000円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

3 番目、路線バス車両音声合成等機器改修費負担金。公共交通の利便性を図るため、都市間高速バス停留所の増設等を運行会社に沿線自治体 1 市 2 町で依頼したことに伴い、車両機器の改修費用等を協調補助として同社へ負担するための経費を計上するものです。変更額は 5 万 4,000 円。財源は全額一般財源です。

4 番目、夕張市プレミアムチケット販売事業補助金。物価高騰などの影響を受ける中、消費需要の下支えや地域経済活性化を図り、生活者や事業者に対し幅広く支援するため、30%のプレミアム付き商品券発行に必要な経費を計上するものです。変更額は 4,000 万円。全額一般財源です。

5 番目、新規就農者育成対策。農業従事者が減少する中、次世代を担う農業者を育成、確保するため、新規就農者の農業経営支援に係る経費を計上するものです。変更額は 225 万円。財源は全額道支出金です。

6 番目、市営住宅管理業務。指定管理者への委託料のうち、住宅修繕費用が物価上昇や労務単価上昇に伴い不足する見込みであることから、所要額を追加計上するものです。変更額は 293 万 7,000 円。財源は全額一般財源です。

7 番目、教師用教科書及び指導書更新。教科指導等の円滑な実施と教師の指導力向上のため、令和 6 年度の教科書改訂に向けた事前の準備が必要であることから、教師用教科書及び指導書の購入経費を計上するものです。変更額は 281 万 8,000 円。財源は全額一般財源です。

8 番目、小学校エアコン設置。今夏の猛暑を受け、教育活動にも支障を来す中、児童の健康保持と適切な学習環境を確保するため、確実な暑さ対策としてエアコン設置に係る経費を計上するものです。変更額は 5,713 万 5,000 円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

9 番目、中学校スポットエアコン設置。今夏の猛暑を受け、教育活動にも支障を来す中、生徒の健康保持と適切な学習環境を確保するため、暑さ対策としてスポットエアコン設置に係る経費を計上するものです。変更額は 62 万 7,000 円。財源は、国庫支出金が 31 万 3,000 円、一般財源が 31 万 4,000 円です。

10 番目、小学校維持管理（除雪費）。冬期間において学校を適切に維持管理するため、燃料費高騰及び労務単価上昇に伴い、不足が見込まれる除雪に係る経費を増額するものです。変更額は 5 万 3,000 円。財源は全額一般財源です。

11 番目、中学校維持管理（除雪費）。冬期間において学校を適切に維持管理するため、燃料費高騰及び労務単価上昇に伴い、不足が見込まれる除雪に係る経費を増額するものです。変更額は 8 万 4,000 円。財源は全額一般財源です。

12 番目、令和 5 年人事院勧告に伴う人件費の増額。人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当に支給月数の改定に準じた市職員給与条例の改定に伴い人件費を増額するものです。変更額は 1,658 万 3,000 円。財源は全額一般財源です。

13 番目、令和 5 年人事院勧告に伴う人件費の増額（会計年度任用職員）。人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた市職員給与条例の改定に伴い人件費を増額するものです。変更額は 36 万 9,000 円。財源は、国庫支出金が 1 万 7,000 円、一般財源が 35 万 2,000 円です。

14 番目、庁舎電話交換機室内エアコン更新。電話交換機室内エアコンの故障に伴い、室内に保管する総合行政ネットワークサーバーなどを適切な環境で管理する必要があることから、エアコンの更新経費を計上するものです。変更額は 41 万 7,000 円。財源は全額一般財源です。

15 番目、旧職員住宅修繕。農業振興を図るうえで外国人実習生を適切かつ持続的に確保することは重要な対策の一つであることから、現在、外国人実習生等の受入住宅として農協へ貸与している旧職員住宅の修繕経費を計上するものです。変更額は 270 万 4,000 円。財源は全額一般財源です。

地域振興課、建設課、教育課、総務企画課に関する案件は以上です。
(高間委員長)

それでは、今説明がありましたけれども、この説明に対しまして質疑を受けて参ります。

櫻井委員。
(櫻井委員)

1 番の市外線デマンド交通アンケート調査についてなのですが、どのような規模で行うだとか、登録者全てに行うだとかということは、詳しくは決まっているのでしょうか。

(高間委員長)

菊田課長。
(地域振興課長)

アンケート調査の対象ですが、現在、10 月から開始した市外線デマンド交通の登録者の方を対象に、今予算では 600 人を見込んでおります。現在の登録者は 400 人超というところで、少し多めに計上しているところでございます。

内容に関しましては、現在精査しているところでございます。
以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(櫻井委員)

はい。

(高間委員長)

ほかに。

千葉委員。

(千葉委員)

今のと関連なのですけれども、このアンケートをいつからいつまで実施して、その後の本格実施に向けたスケジュール等について、今分かれば教えていただきたいのですけれども。

(高間委員長)

菊田課長。

(地域振興課長)

アンケート調査のスケジュールですが、12月下旬から1月中旬までに調査票を送付いたしまして、2月上旬までに調査票を回収、2月中旬から3月上旬までに集計、分析をするスケジュールを想定しております。

4月の本格運行に向けては、この調査、集計、分析を経て、内容を精査しまして検討して参りたいと考えております。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

3月中旬ぐらいまでに実証実験に向けた時間帯等、バスダイヤ等が決まると思うのですけれども、それについてアンケート調査した、例えば今やる前に市民のほうに一回説明はしてあると思うのですけれども、そういうようなことも考えているのか。実証実験に向けて、じゃねえや、本格実施に向けて、例えば市民に一度こういうようなことで本格実施しますのでという、そういうあれは行う予定はあるのかどうかについてお願いします。

(高間委員長)

菊田課長。

(地域振興課長)

今ご指摘のとおり、4月の本格運行実施の前に、事前に市民の方に変更内容だったりとか、そういったところを説明する機会は設けたいと考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。

徳谷委員。

(徳谷委員)

この夕張市プレミアムチケットの販売事業補助金なのですけれども、事務経費の 1,000 万円分の内訳というのが分かれば教えてもらいたいです。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

内訳ですが、事務費としまして 1,000 万円確保しております、主に商品券の製作費、こちらが 240 万円を見込んでおります。あと、大きなところとしましては、通信費 90 万円、あと会場の使用料、保管料 85 万円、あと人件費として 72 万円、こちらが主だった大きなところでございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。

千葉委員。

(千葉委員)

小中学校のエアコンの件なのですけれども、小学校に設置する台数は何台なのですか。

(高間委員長)

教育課長。

(教育課長)

今のところ、普通教室を中心に 30 台の予定でございます。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

中学校のほうはスポットエアコンで、エアコンの設置について、例えば令和 6 年度とか 7 年度とかに設置する予定の計画はあるのかどうなのかについてお聞きしたいと思います。

(高間委員長)

堀課長。

(教育課長)

中学校につきましては、令和 6 年度の早い段階で予算要求して、順次整備したいと考えているところでございます。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

そうなりますと、スポットエアコンについての、エアコンを設置した後のスポットエアコンの使用方法等についてはどのようにお考えですか。

(高間委員長)

堀課長。

(教育課長)

スポットエアコンのエアコンがついた後の活用につきましては、エアコンが設置されていない教室、体育館などで移動式なので使えればと考えているところでございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはいらっしゃいますか。

千葉委員。

(千葉委員)

滝ノ上の旧職員住宅の件なのですけれども、この住宅は築何年ぐらいなのですか。総務企画課長、もし分かれば。

(高間委員長)

総務企画課長。

(総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長)

千葉委員の質問にお答えします。

詳しい建築年度というのは私も承知していませんのですけれども、約 40 年ぐらいはたっていると考えております。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

40 年たつと、今これ屋根の修理だけなのですけれども、今入っている方から、ほかにも修繕してほしいという、そういう要望がないのかどうなのか。やるのであれば、一緒にやれば相当数の経費も浮くのかなと思うのですけれども、その辺についてのお考えをお聞かせ願えればと思いますけれども。

(高間委員長)

総務企画課長。

(総務企画課長)

今の千葉委員のご質問は、農業実習生にお貸ししている住宅についての、ほかの要望がないかということによろしいですか。

(千葉委員)

はい、そうです。

(総務企画課長)

それでは、ほかの要望についてはございませんので、今回については滝ノ上についてやらせていただいております。繰り返しますが、ほかの住宅についてはそういった要望がございません。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

この滝ノ上からも屋根しかないということですか。

(高間委員長)

総務企画課長。

(総務企画課長)

この旧職員住宅を農業実習生の用途としてお貸しするに当たり、原則としては、修繕に関しては借主負担ということでお貸ししている状況にあります。今回屋根を修繕するに当たって、躯体の屋根材自体が剥がれているとか、老朽化という観点を踏まえて、これに関しては市の負担分であろうということと考えております。

今までも、それ以外の軽い雨漏りですとかそういったものに関して、借主のほうで負担している事実がございますことをお話ししておきます。

以上です。

(千葉委員)

分かりました。

(高間委員長)

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、一つ、二つ聞きたいのですけれども、まず地域振興課のナンバー4番、プレミアム商品券ですね。細かいことは先ほど質問もありましたけれども、物価高騰対策の支援事業ということなので、迅速な対応が必要かなと、こんなふうにも思っております。それで、このプレミアム商品券はいつ頃を予定して取り組まれているのかお聞きします。

菊田課長。

(地域振興課長)

スケジュールですが、補正予算成立後速やかに実施して参りたいと考えております。

(高間委員長)

まだ日程は決まっていないのですね。

(地域振興課長)

具体には決まっていないです。

(高間委員長)

そうですね。できるだけ早くお願いしたいと思います。

ほかにはいらっしゃいませんか。続けて聞いていいですか。

それでは、教育課のほうにお聞きしたかったのですが、1点目に、エアコンと一言言うのですけれども、例えば小学校には移動式クーラー、中学校にはスポットエアコンというふうになっています。

それで、違いというのは、例えば移動式クーラーとか、中学校と比べて違う点というのは、金額的にも大分違うかなというふうに資料を見て思うのですけれども、その違いをちょっとお願いします。

(教育課長)

すみません、もう一回。

(高間委員長)

小学校のほうは移動式クーラーとなっていますよね。

〔「違う、違う。普通のクーラーです、小学校は。工事する普通のクーラーです。中学校が。」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

逆。ごめんなさいね。そうしたら、その違いというのは、金額のほうも大分違うのかなと。台数も違いますけれども、その違いは、どのような違いがあるのか。

教育課長。

(教育課長)

違いにつきましては、人それぞれ様々感じ方があると思うのですけれども、今回小学校に予定しているのは、家庭につくものの大きな形。中学校のほうは移動式で、家庭用の空気清浄機ぐらいのサイズ感のイメージかと思います。何となく分かっただけですしょうか。

(高間委員長)

例えば移動式クーラー、聞いたところによるとというか、調べたところによると、エアコンとは構造が違っていて、部屋全体を冷やすものではないと。そこでいくと、例えば窓パネルにも排熱ダクトも使用しないで使う。閉め切った屋内で使用すると温度が上昇するよと。設置状況によってはあまり効果を発揮しない可能性がある。こういうふうにも説明があるのですよね。

それともう一点は音と振動がすごい。だから、集合住宅、賃貸のそういう住宅ではまず使えないというか、近所迷惑になる可能性が高い。そういうことで、防振シートやそういうものを、夜間はもちろん使わないのですけれど

も、そういうものが必要であると。

もう一点は、例えば直接風が当たっているところと、また設置している付近は涼しいのだけれども、エアコンではないのでしょうけれども、空気を冷やすという目的においてはあまり効力を発揮できないのではないかという懸念があるのですけれども、その点はもちろん分かってのうえのことだと思いますけれども、どういうふうにお考えなのかお聞きします。

教育課長。

(教育課長)

スポットクーラーの効果については、この導入を検討する際に、近隣市町村で既に購入している学校等に聞き取りを実施いたしました。使い方次第、授業が始まる前から教室を閉め切って冷やしたり、休み時間に順番で子どもたちにスポットクーラーの風に当たるなど、工夫次第で効果はあると伺っているところでございます。

それ以外でも騒音だとか、様々、何点か問題はあるでしょうけれども、今のところ概ね良好に使われているというふうに伺っているところでございます。

以上です。

(高間委員長)

騒音がすごいということなので、子どもたちは、先生と子どもたちとのやり取りの中で勉強していくわけですから、騒音がひどいというのはちょっと気にかけていただけたらと思います。

それでは、皆さんよろしいですね。議長はよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

続きまして、市民課、保健福祉課、生活福祉課、財政課に関する案件です。

16 番目、共同浴場管理（修繕料）。施設の経年劣化などに起因するボイラーの故障などに対応し、浴場を安定して維持できるよう、不足が見込まれる浴場管理に係る修繕費を増額するものです。変更額は 39 万円。財源は全額一般財源です。

17 番目、療育医療費等国庫負担金還付。未熟児養育医療費等に係る令和 4 年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものです。変更額は 4 万 9,000 円。財源は全額一般財源です。

18 番目、新型コロナウイルスワクチン接種。秋以降における新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するほか、未使用ワクチン等の廃棄に必要な経費を計上するものです。変更額は 168 万 7,000 円。全額国庫支出金です。

19 番目、出産・子育て応援事業。今年度実施している出産・育児等に係る伴走型相談支援の更なる充実、拡充を図るため、新たに任用する会計年度任用職員人件費を計上するものです。変更額は 138 万 5,000 円。財源は、国庫支出金が 69 万 2,000 円、道支出金が 34 万 6,000 円、一般財源が 34 万 7,000 円です。

20 番目、市立診療所負担金。市が負担すべき光熱水費が、重油代の高騰や入院患者数の増加に伴い、当初見込みを大幅に超過するため、所要額を追加計上するものです。変更額は 1,299 万 6,000 円。財源は全額一般財源です。

21 番目、障害者移動介護委託。屋外での移動が困難な障害者の自立生活や社会参加を後押しするための移動支援に係る経費が、利用者数や利用時間の増加に伴い不足が見込まれることから増額するものであります。変更額は 49 万 7,000 円。財源は、国庫支出金 24 万 9,000 円、道支出金 12 万 4,000 円、一般財源 12 万 4,000 円です。

22 番目、障害者福祉システム改修。令和 6 年度からの障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害者福祉システムの改修が必要となったため、所要の経費を計上するものです。変更額は 27 万 5,000 円。財源は、国庫支出金 13 万 7,000 円、一般財源が 13 万 8,000 円です。

23 番目、学童クラブエアコン設置。今夏の猛暑を受け、放課後活動にも支障を来す中、児童の健康保持と適切な遊び、生活の場を確保するため、確実な暑さ対策としてエアコン設置に係る経費を計上するものです。変更額は 211 万 3,000 円。財源は、国庫支出金 19 万 1,000 円、道支出金 19 万 1,000 円、その他幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 173 万 1,000 円です。

24 番目、生活扶助等給付費。生活保護基準の改正や転居に伴う経費の増加のほか、コロナ禍が明けた医療機関への受診機会の増加に伴い、不足が見込まれる被保護者への給付費を増額するものです。変更額は 2,111 万 6,000 円。財源は、国庫支出金が 1,583 万 7,000 円、一般財源が 527 万 9,000 円です。

25 番目、低所得世帯支援給付金支給事業。昨今の物価上昇等により特に影響を受けている低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯へ 1 世帯当たり 7 万円を給付するものです。変更額は 1 億 4,284 万 3,000 円。財源は全額一般財源です。

26 番目、小砂金の沢ズリ山排水施設補修実施設計委託。排水施設が機能不全となった場合、付近の民家等にも甚大な影響を及ぼす可能性が高いこと

から、老朽化著しい排水施設の補修工事を実施するため、その設計に係る経費を計上するものです。変更額は246万4,000円。財源は全額一般財源です。

27番目、財政調整基金積立。令和4年度決算により生じた剰余金の一部について、条例に基づき財政調整基金に積立てを行うものです。変更額は1億6,359万9,000円。財源は全額一般財源です。

28番目、減債基金積立。令和4年度決算により生じた剰余金の一部について、今後の地方債償還に備えるため、減債基金に積立てを行うものです。変更額は1億987万5,000円。財源は全額一般財源です。

29番目から32番目の4件につきましては、一括ご説明いたします。この4件はいずれも、給与改定等による人件費の増額に伴い各会計の繰出金を増額するものです。変更額は4件合計で294万4,000円。財源は全額一般財源です。

33番目、一般会計予備費。今後の予測不能な緊急の財政需要に備え、9月の大雨の影響により実施した沼ノ沢地区内の市道の路肩崩落に係る修繕費相当額を増額するものです。変更額は254万4,000円。財源は全額一般財源です。

市民課、保健福祉課、生活福祉課、財政課に関する案件は以上です。
(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

今ほど学童クラブのエアコン、エアコンの話が先ほどから続いているかなと思うのですが、先ほど教育課のほうでもエアコンの設置の予算が上がっていきまして、学童クラブのほうにもエアコン設置ということで今回上がっているわけなのですが、保育園またこども園、その辺の部分については今回案件が上がっていないようなのですが、その辺のところはどういうことになっているのか、お教えいただきたいと思います。

(高間委員長)

平塚課長。

(生活福祉課長兼福祉事務所長)

ただいまの工藤委員のご質問にお答えします。

まず、結論としては、今回補正予算の計上は行っておりません。背景としては、まず認定こども園については、国、都道府県と市町村からの施設型の給付費、いわゆる措置費が支給されておりまして、施設の運営に当たる経費については、円滑な運営を図るため、この措置費が充てられているものです。これは、民設民営であっても公設民営であっても同様の考え方になります。

ただ、本市の認定こども園の場合は、市で建設し、無償で貸付けを行っているということがあって、所有者責任が市にあることから、例として、修繕すべき箇所が発生し、その原因が経年劣化等保育協会側の責任ではないことが明らかである場合、市と運営者である保育協会において賃貸借契約に従って都度協議を行って、必要に応じて市が予算措置をしているものです。

なお、今後のエアコン設置については、こうした考え方にに基づき、保育協会側から予算措置を行っている旨、先方の意向を確認しております。

それと、保育園については、当然保育協会の経営であって、設置者も運営者も保育協会ということなので、保育協会側で対応するものと承知しております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(工藤委員)

はい、分かりました。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

21 番目の障害者移動介護委託なのですが、利用者数、利用時間が増加とあるのですが、利用者数はどのぐらい増えたのでしょうか。

(高間委員長)

平塚課長。

(生活福祉課長兼福祉事務所長)

ただいまの櫻井委員のご質問にお答えします。

当初 3 名の利用を見込んでいたのですが、今後 5 年間の実績とコロナ禍の外出自粛というものがありまして、新規利用者については見込んでいなかったのですが、さらに利用が増えるということで、今年度新規利用者 2 名が加わり計 5 名が利用しているので、その部分で見込みを立てたものです。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(櫻井委員)

はい、分かりました。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

1点、私からよろしいでしょうか。すみません。

生活福祉のナンバー25番なのですけれども、低所得者への支援ということでもありますけれども、物価高騰に伴う影響を被る世帯への給付措置ということもありますので、迅速に支援を届けるためには、年内の給付、最大限の取組で欲しいと思いますけれども、いかがでしょうか。

平塚課長。

(生活福祉課長兼福祉事務所長)

ただいまの高間委員のご質問にお答えします。

今回この関係予算を計上させていただきたいと考えておりますが、議決後速やかに支給できるように、年明け作業を速やかに進めて、少しでも早く支給できるように対応を考えています。

(高間委員長)

もう一点、いいですか。

例えば迅速にこういうお金の部分を支給するためには、マイナンバーの公金受取口座、こういうものを活用することで即受取側に送金されると思うのですけれども、納付の迅速化というものを推奨していくべきではないかなと思いますけれども、マイナンバーの公金受取口座をきちんとされている方というか、普及の世帯というか、率というか、夕張市ではどれぐらいになっているのか。夕張市民全体でいいです、分かれば。

部署違いでしたか。聞くところが違いますか。無理をしなくていいですけれども、ごめんなさい。

外崎市民課長。

(市民課長)

マイナンバーカードの普及率についてですけれども、現在七十二、三%だったと記憶してございます。ただし、公金口座を登録しているかどうかについては、マイナンバーカードの普及率とはまた違いますので、マイナンバーカードを持っている人に対して公金口座が張りついているかどうかというのは、申し訳ございません、資料がないのか、もしかしたら調べようがないのかもしれないのですが、マイナンバーカードの普及率については七十二、三%であるということでございます。

以上です。

(高間委員長)

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。
それでは、続けて報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

次に、歳入関係をご説明いたします。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。主なものについてのみご説明いたします。

13 番目の繰越金でございますが、こちらは令和 4 年度の決算剰余金を計上いたしまして、基金積立と今回の計画変更事項の財源としておるものでございます。

資料 1-1 の説明につきましては、以上でございます。

資料 1-2 につきましては、今回の財政再生計画変更の概要を記載しております。また、今回の変更におきましては、9 月の第 3 回定例市議会において報告いたしました財政再生計画の令和 4 年度実施状況で報告いたしました内容につきまして、財政計画への変更を併せて行っておりますので、資料のほうでご確認をお願いいたします。

次に、報告事項の 2 点目、令和 5 年度補正予算についてです。

資料 2 をご覧ください。

まず 1 ページは、一般会計の繰越明許費補正について記載しております。既に予算計上済みの一部の事業、それから今回の補正予算で計上する事業の一部につきまして、本年度内での事業完了が見込めないことから、関連経費を繰り越ししようとするものでございます。

2 ページ目、こちらは一般会計補正予算の款別総括です。補正総額は 5 億 9,132 万 4,000 円で、補正後の予算総額は 119 億 9,928 万 1,000 円となります。

3 ページから 7 ページまでは、一般会計におきます事項別明細の補正を記載しておりますが、先ほど資料 1-1 で説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきますが、1 点補足といたしまして、各款におきます人件費の補正につきましては、人事院勧告に準拠した給与条例改正に伴う人件費の増額と併せまして、本年度の人事異動に伴う人件費総体の予算組替えを併せて行っているものであります。

8 ページ、こちらは国民健康保険事業会計の補正予算です。給与条例改正に伴う人件費の増額と道支出金の精算に伴う還付金を計上するものです。補正総額は 136 万 4,000 円、補正後の予算総額は 11 億 8,282 万 4,000 円となります。

9 ページは、公共下水道事業会計の補正予算です。給与条例改正に伴う人

件費の増額を計上するものです。補正総額は 23 万 7,000 円。補正後の予算総額は 2 億 3,603 万 6,000 円となります。

10 ページは、介護保険事業会計の補正予算です。給与条例改正等に伴う人件費の増額を計上するものです。補正総額は 234 万 6,000 円で、補正後の予算総額は 18 億 7,243 万 5,000 円となります。

11 ページは、後期高齢者医療事業会計の補正予算です。給与条例改正に伴う人件費の増額を計上するものです。補正総額は 6 万 3,000 円、補正後の予算総額は 2 億 1,539 万 5,000 円となります。

財政課からの報告は以上です。

(高間委員長)

では、報告に対する質疑を受けて参ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで財政課を終わります。

【総務企画課】

(高間委員長)

次に、総務企画課より報告をお願いいたします。

芝木課長。

(総務企画課長)

お疲れさまです。

総務企画課からは、夕張市職員給与条例の一部改正及び夕張市特別職給与条例の一部改正についての 2 本について、資料に沿って説明させていただきます。

まずページをめくっていただいて、資料 1、夕張市職員給与条例の一部改正についてでございます。

こちら、条例改正の趣旨でございますが、令和 5 年人事院勧告に基づく国家公務員給与表が改正になったことに伴いまして、地方公務員法第 24 条第 2 項に基づき、本市の職員給与についても所要の改正を行うものでございます。

それでは、令和 5 年の人事院勧告の内容はどのようなものであったのか、(2) で説明しますが、まず月例給に関しましては、民間企業における初任給の動向、そして公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえて、初任給をはじめとした若年層に重点を置いて、そこから改定率を低減させる形で俸給表を引き上げ、改定するものでございます。

次に、期末勤勉手当、いわゆるボーナスでございますが、こちらのほうも民間の支給状況に見合うように引き上げ、4.4 ヶ月が 4.5 ヶ月、0.1 月分を

引き上げる形になります。

ここで資料の訂正をお願いします。米印で「期末手当、勤勉手当をそれぞれ 0.05 カ月」と言いたいところですが、「.05 カ月」となっておりますので、ゼロを入れて「0.05 カ月」ずつ引き上げるということで訂正してください。

3 番、条例改正の内容。この人事院勧告を踏まえまして、本市の職員給与条例の改正の内容でございますが、まず①の月例給、人事院勧告による国家公務員行政職俸給表（一）の改定に基づいて、それに準じた職員給料表の改定を行うものでございます。こちらの適用時期は令和 5 年の 4 月 1 日から。

次に、期末勤勉手当でございますが、先ほども申したように、年間 4.4 カ月分を 0.1 月分引き上げますが、令和 5 年度分に関しましては 6 月期を既に支払っておりますので、0.1 月分の増額を 12 月支給に寄せます。令和 6 年度分の支給に関しましては一律、6 月期と 12 月期を同じような形で振り分けるというような形になっておりますので、令和 5 年度分の適用に関しては令和 5 年 4 月 1 日から、令和 6 年度分は令和 6 年 4 月 1 日からの適用となります。

こちらは条例改正の新旧対照表でございますが、次ページより掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料 2、報告事項の二つ目、夕張市特別職給与条例の一部改正についてでございます。資料でいうと最終ページになります。こちらのほうをお開きください。

夕張市特別職給与条例の一部改正につきましては、条例改正の趣旨としまして、先ほど申しましたように、令和 5 年人事院勧告に基づき改定を行う一般職員に準じて、特別職の給与を改定するために必要な改正を行うものでございます。

条例改正の内容は、期末手当の額を 4.4 カ月から 4.5 カ月分、0.1 月分改定をするというものでございます。

適用時期に関しましては、令和 5 年度分は 5 年の 4 月 1 日、6 年度分は 6 年の 4 月 1 日から適用するものでございます。

新旧対照表は、ページをめくっていただいて、次ページのとおりとっております。

以上、総務企画課の報告を終わります。
(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

月例給の件なのですけれども、初任給をはじめ若年層に重点を置くということなのですけれども、初任給で何%ぐらいの改定率なのか、お分かりであれば教えていただきたいです。

(高間委員長)

芝木課長。

(総務企画課長)

月例給でございますが、1級職員で5.2%、2級職員で2.8%という形で、高卒の初任給ベースで換算しますと約1万2,000円のアップ、大卒の初任給でいうと1万1,000円のアップというのが令和5年人事院勧告の趣旨となっております。私どものほうもそれに準じた形で改定をする考えです。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長は何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、総務企画課を終わります。ありがとうございました。

【閉会】

(高間委員長)

以上で本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午後 2時43分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員長 高 間 澄 子
